横監公示第１００３号
令和５年３月１５日

「令和５・６・７年度　自衛艦等の中間修理等（入きょを伴う工事を除く。）」の契約希望者募集要項（公募）

「令和５・６・７年度　自衛艦等の中間修理等（入きょを伴う工事を除く。）」の契約について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公　募　実　施　権　者）
契　約　担　当　官　等
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長　宮　﨑　孝　彦

記

１　調達品目
「別紙のとおり。」

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
（５）令和０４・０５・０６年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提

出できる者

（６）当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までに有することができる者

ア　海上自衛隊が発行する「自衛艦工作基準に基づく溶接工技量資格」の保有

イ　修理基盤を横須賀警備区内（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県愛知県、三重県のいずれか）に有していること。

ウ　不具合発生時における、迅速かつ継続的な対応態勢

（７）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入もしくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

３　参加表明書及び技術資料等の提出

（１）応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア　「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

イ　前項２に示す資格要件を証する書類

ウ　会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

エ　下請企業に役務の一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第２項（６）に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。

ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。

（ア）同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、横須賀地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおり。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。

（イ）過去５年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（ウ）過去５年以内に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。

（エ）他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格し

ている旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（２）複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

（３）提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

〒２３８－００４６

神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地

０４６－８２２－３５００（内線２２５５）

（４）提出期間

令和５年３月１５日（水）～令和５年３月２７日（月）

なお、上記の期間に係わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、この場合、当該公募に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

（５）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（６）提出部数

参加表明書、技術資料共２部

ただし、会社の財政状況・経営成績を証する書類について１部のみの提出とする。

４　技術資料等の審査等

（１）　技術資料等の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊横須賀造修補給所の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（２）技術資料等の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊横須賀造修補給所の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

５　応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対

しては、審査不合格の通知を行う。

6　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てすることができる。

ア　窓口：海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

イ　時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前８時から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7　応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（１）　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

（２）　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（３）　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

（４）　資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（５）　提出資料は、原則として返却しないものとする。

（６）　提出書類は、他の目的に使用しない。

（７）　提出資料の内容に変更が生じた場合は、応募者は速やかに変更の届出をしなければならない。

（８）　公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（９）　資料の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(10)　調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

別紙様式

【　記　入　例　】

○○．○○．○○

契約担当官等
横須賀地方総監部経理部長　殿

○○○○㈱
代表取締役社長　○○　○○
代理　○○○○㈱
○○　部　長　○○　○○㊞

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

横監公示第○○号（５．○．○）

工事区分	工事名称	募集区分		備　考
		中修	修理等	
▲	○△●▽◆○	○	○	

（注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。）

添付書類：１　資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
２　○○○○（横監公示第○○号（○○．○○．○○）において提出済）
３　○○○○○○

別紙第１

令和５年度、令和６年度、令和７年度自衛艦等中間修理等契約に係る応募対象艦船等

番号	艦種	対象艦船等	番号	艦種	対象艦船等
1	ＤＤ	あさぎり型	26	ＡＳＥ	あすか型
2	ＤＤ	むらさめ型	27	ＴＶ	かしま型
3	ＤＤ	たかなみ型	28	ＴＶ	はたかぜ型
4	ＤＤ	あきづき型	29	ＴＳＳ	おやしお型
5	ＤＤ	あさひ型	30	ＡＴＳ	くろべ型
6	ＤＤＧ	こんごう型	31	ＡＴＳ	てんりゅう型
7	ＤＤＧ	あたご型	32	ＡＭＳ	ひうち型
8	ＤＤＧ	まや型	33	ＡＧＳ	ふたみ型
9	ＤＤＨ	ひゅうが型	34	ＡＧＳ	にちなん型
10	ＤＤＨ	いずも型	35	ＡＧＳ	しょうなん型
11	ＤＥ	あぶくま型	36	ＡＯＳ	ひびき型
12	ＳＳ	おやしお型	37	ＡＲＣ	むろと型
13	ＳＳ	そうりゅう型	38	ＡＳＲ	ちはや型
14	ＳＳ	たいげい型	39	ＡＳＲ	ちよだ型
15	ＭＳＯ	あわじ型	40	ＤＳＲＶ	深海潜水救難艇
16	ＭＳＣ	すがしま型	41	ＡＳＹ	はしだて型
17	ＭＳＣ	ひらしま型	42	ＡＧＢ	しらせ型
18	ＭＳＣ	えのしま型	43	ＦＦＭ	もがみ型
19	ＰＧ	はやぶさ型			
20	ＭＳＴ	うらが型			
21	ＬＳＴ	おおすみ型			
22	ＬＣＡＣ	エアクッション艇			
23	ＬＣＵ	輸送艇１号型			
24	ＡＯＥ	とわだ型			
25	ＡＯＥ	ましゅう型			

・各艦種、対象艦船等には、横須賀在籍以外の艦艇を含む。

別紙第２

工事・修理区分

工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等	工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等
水上艦				M-13	付属装置	○	○
１　船体の部				M-14	減速装置	○	○
H-1	船殻強度構成部	○	○	M-15	軸系	○	○
H-2	重量物支持部	○	○	M-16	可変ピッチプロペラ変節装置	○	○
H-3	腐食箇所	○	○	M-17	付属装置	○	○
H-4	甲板開口	○	○	M-18	舵取機	○	○
H-5	揚錨、えい航、係留装置	○	○	M-19	補機原動機	○	○
H-6	揚艇機（電動式）	○	○	M-20	ポンプ	○	○
H-7	揚貨機	○	○	M-21	空気ポンプ	○	○
H-8	洋上補給装置（ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾊﾟｯﾄﾞｱｲ固定式）	○	○	M-22	特殊補機	○	○
H-9	交通装置	○	○	M-23	諸管装置	○	○
H-10	諸管装置	○	○	M-24	諸管	○	○
H-11	通風装置	○	○	M-25	ガス排出管、消音器及び伸縮継手	○	○
H-12	舷外甲板ぎ装	○	○	M-26	諸弁	○	○
H-13	火薬庫ぎ装	○	○	M-27	その他	○	○
H-14	冷暖房装置	○	○	M-28	置きタンク類及び同付着装置	○	○
H-15	冷凍装置	○	○	M-29	こし器	○	○
H-16	居住関係機器	○	○	M-30	空気だめ	○	○
H-17	汚物処理装置	○	○	M-31	通風路等	○	○
H-18	航空機関連ぎ装	○	○	M-32	諸計器	○	○
H-19	減揺装置	○	○	M-33	吹鳴装置	○	○
H-20	マスカー装置	○	○	M-34	安全装置	○	○
H-21	一般ぎ装	○	○	M-35	保護亜鉛及び保護軟鋼	○	○
H-22	ボート及び救命装置	○	○	M-36	蒸気タービン主機（復水器及び制御装置等を含む。）	○	○
H-23	潜水装置	○	○	M-37	蒸気タービン補機	○	○
H-24	揚降装置	○	○	M-38	主ボイラ（制御装置を含む）	○	○
H-25	液体廃棄物処理装置	○	○	M-39	主補助蒸気管系	○	○
H-26	観測器材移送装置	○	○	M-40	主補蒸気弁及び蒸気こし	○	○
H-27	ケーブル器材用昇降装置	○	○	M-41	スラスター装置	○	○
H-28	揚塔装置	○	○	M-42	搭載艇等	○	○
H-29	共用油圧動力装置及び共有油圧関連機器	○	○	M-43	Ｓ４Ｙ型機関	○	○
２　機関の部				M-44	Ｓ６Ｙ型機関	○	○
M-1	ディーゼル主機	○	○	M-45	６ＮＭＵ型機関	○	○
M-2	給気ポンプ	○	○	３　電気の部			
M-3	直結ポンプ	○	○	E-1	発電機及び付属装置	○	○
M-4	付属装置Ⅰ	○	○	E-2	配電盤及び付属装置	○	○
M-5	付属装置Ⅱ	○	○	E-3	電源監視制御装置	○	○
M-6	付属装置Ⅲ	○	○	E-4	発電機原動機機側制御装置	○	○
M-7	ガスゼネレータ	○	○	E-5	艦外受電装置	○	○
M-8	出力タービン	○	○	E-6	電動発電機及び付属装置	○	○
M-9	燃料供給装置	○	○	E-7	静止形電力変換装置	○	○
M-10	燃料制御装置	○	○	E-8	充放電装置	○	○
M-11	吸気箱、エンクロージャ、台板	○	○	E-9	変圧器	○	○
M-12	諸系統付属機器	○	○	E-10	照明電灯装置	○	○

工事・修理区分

工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等	工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等
E-11	信号探照灯装置	○	○	E-55	自動艦位保持装置	○	○
E-12	電気信号灯装置	○	○	E-56	海洋観測艦ケーブル巻上装置	○	○
E-13	特殊標識灯装置	○	○	E-57	監視テレビ装置（その２）	○	○
E-14	動力電熱装置	○	○	E-58	昇降装置（ケーブル器材昇降装置）	○	○
E-15	通信装置	○	○	E-59	昇降装置（観測器材昇降装置）	○	○
E-16	計測監視装置	○	○	E-60	M１A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○
E-17	機関自動監視記録装置	○	○	E-61	M１A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○
E-18	速力回転通信記録装置	○	○	E-62	可変ピッチプロペラ	○	○
E-19	応急監視制御装置	○	○	E-63	スラスタ	○	○
E-20	電話装置	○	○	E-64	外部電源防食装置	○	○
E-21	統合音声通信装置	○	○	E-65	視聴覚装置	○	○
E-22	コードレス電話装置	○	○	E-66	搭載艇等機関電装品	○	○
E-23	機械室交話装置	○	○	潜水艦			
E-24	艦内情報処理装置	○	○	（１）	船体系		
E-25	ＩＴＶ装置	○	○	SH-1	船殻	○	○
E-26	機関制御監視記録装置	○	○	SH-2	主要機器台	○	○
E-27	ガスタービン主機付属電気機器	○	○	SH-3	隔壁及びタンク	○	○
E-28	ディーゼル主機操縦装置	○	○	SH-4	舵	○	○
E-29	スチームタービン主機操縦装置	○	○	SH-5	操舵装置	○	○
E-30	主ボイラ制御装置	○	○	SH-6	揚錨・被えい航及び渓流装置	○	○
E-31	減速装置制御装置	○	○	SH-7	戸、ハッチ、マンホール	○	○
E-32	補機（補助ボイラ、造水装置等）	○	○	SH-8	バラストタンク注排水装置	○	○
E-33	雑装置（バイパスドア、通風ダンパ）	○	○	SH-9	油圧装置	○	○
E-34	操艦関連装置	○	○	SH-10	一般海水管装置	○	○
E-35	揚錨・係留装置	○	○	SH-11	その他の諸管装置	○	○
E-36	揚艇機及び揚貨機	○	○	SH-12	冷却装置	○	○
E-37	洋上補給装置	○	○	SH-13	空気浄化装置	○	○
E-38	諸管装置	○	○	SH-14	スノーケル給気装置	○	○
E-39	冷凍・冷暖房装置	○	○	SH-15	通風装置	○	○
E-40	航空機関係	○	○	SH-16	艦外救難空気管装置	○	○
E-41	潜水救難装置	○	○	SH-17	脱出装置	○	○
E-42	減揺装置	○	○	SH-18	武器に関するぎ装	○	○
E-43	その他の装置（扉開閉装置、マスカー装置他）	○	○	SH-19	外部ぎ装	○	○
E-44	特殊電源装置	○	○	SH-20	居住関係機器	○	○
E-45	航空機用電源装置	○	○	SH-21	内部ぎ装	○	○
E-46	スラスター用電源装置	○	○	SH-22	固定斉備	○	○
E-47	電気推進装置	○	○	（２）	機関系		
E-48	ＯＡ機器（艦船計画、艦内要務処理他）	○	○	SM-1	主機	○	○
E-49	電路装置	○	○	SM-2	潤滑油装置	○	○
E-50	艦橋コードレス電話装置	○	○	SM-3	清水及び海水冷却装置	○	○
E-51	艦上救難コードレス電話装置	○	○	SM-4	燃料油装置	○	○
E-52	多用途支援艦統合艦橋システム（ジャイロコンパスを含む。）	○	○	SM-5	吸排気装置	○	○
E-53	自動交換電話	○	○	SM-6	熱交換機	○	○
E-54	ＤＳＲＶ補給整備装置	○	○	SM-7	起動操縦装置	○	○

工事・修理区分

工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等	工事区分	工事名称	修理区分 1 中修	修理区分 2 修理等
ＳＭ-8	調速装置	○	○	３　潜水の部（ＤＳＲＶ）		○	○
ＳＭ-9	軸系付属装置	○	○	（１）　船体系			
ＳＭ-10	補機	○	○	ＳＨ-1	船殻	○	○
ＳＭ-11	操舵装置	○	○	ＳＨ-2	諸タンク	○	○
ＳＭ-12	排出管全体装置	○	○	ＳＨ-3	操舵装置	○	○
ＳＭ-13	諸管装置	○	○	ＳＨ-4	係留装置	○	○
ＳＭ-14	雑装置	○	○	ＳＨ-5	戸、ハッチ及び窓	○	○
ＳＭ-15	高圧空気製造装置	○	○	ＳＨ-6	バラストタンク注水装置	○	○
ＳＭ-16	スターリング機関発電装置	○	○	ＳＨ-7	バラストタンク排水装置及び救難室加減圧装置	○	○
（３）　電気系				ＳＨ-8	油圧管装置	○	○
ＳＥ-1	主蓄電池	○	○	ＳＨ-9	注排水、移水管装置	○	○
ＳＥ-2	主蓄電池制御盤	○	○	ＳＨ-10	冷房装置	○	○
ＳＥ-3	蒸留水装置	○	○	ＳＨ-11	空気清浄装置及び応急呼吸装置	○	○
ＳＥ-4	電池冷却装置	○	○	ＳＨ-12	ハロン消化装置	○	○
ＳＥ-5	電解液かくはん装置	○	○	ＳＨ-13	トリムヒール調整装置	○	○
ＳＥ-6	管理計測装置	○	○	ＳＨ-14	一般装備品	○	○
ＳＥ-7	水素ガス吸収装置	○	○	ＳＨ-15	外部ぎ装	○	○
ＳＥ-8	排気通風装置	○	○	ＳＨ-16	ぎ装品一般	○	○
ＳＥ-9	主電動機	○	○	ＳＨ-17	バラスト及び浮力材	○	○
ＳＥ-10	主制御装置	○	○	（２）　電気系			
ＳＥ-11	電動送風機装置	○	○	ＳＥ-1	ＤＳＲＶ主蓄電池装置	○	○
ＳＥ-12	発電機装置	○	○	ＳＥ-2	ＤＳＲＶ主配電盤装置	○	○
ＳＥ-13	発電機制御装置	○	○	ＳＥ-3	ＤＳＲＶ推進電動機装置及び制御装置	○	○
ＳＥ-14	気中遮断器盤	○	○	ＳＥ-4	ＤＳＲＶ二次電源装置	○	○
ＳＥ-15	二次電源装置	○	○	ＳＥ-5	ＤＳＲＶ動力電源装置	○	○
ＳＥ-16	照明電灯及び航海灯装置	○	○	ＳＥ-6	ＤＳＲＶ通信電源装置	○	○
ＳＥ-17	動力電熱装置	○	○	ＳＥ-7	ＤＳＲＶ照明電灯装置	○	○
ＳＥ-18	電気式制御装置	○	○	ＳＥ-8	ＤＳＲＶ動力電熱装置	○	○
ＳＥ-19	通信装置	○	○	ＳＥ-9	ＤＳＲＶ電気式制御装置	○	○
ＳＥ-20	電路装置	○	○	ＳＥ-10	ＤＳＲＶ通信装置	○	○
３　潜水の部（ＰＴＣ）				ＳＥ-11	ＤＳＲＶ電路装置	○	○
（１）　船体系				ＳＥ-12	ＤＳＲＶ試験装置	○	○
ＳＨ-1	船殻	○	○	ＳＥ-13	ＤＳＲＶ総合チェックアウト装置	○	○
ＳＨ-2	ぎ装	○	○		以下余白		
ＳＨ-3	ＰＴＣ呼吸装置	○	○				
ＳＨ-4	ＰＴＣ温水供給装置	○	○				
ＳＨ-5	ＤＳＲＶ油圧供給・換気装置	○	○				
ＳＨ-6	ＰＴＣ緩衝器シリンダ	○	○				
（２）　電気系							
ＳＥ-1	電源装置	○	○				
ＳＥ-2	照明装置	○	○				
ＳＥ-3	動力電熱装置	○	○				
ＳＥ-4	通信装置	○	○				
ＳＥ-5	電路装置	○	○				